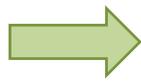


生産者のみなさん

「畜産GAP」でより良い農業生産を！

GAPとは、農業生産活動の持続性を確保するため、**生産物の安全**を確保するための生産履歴の記帳を中心に、**食品安全**、**家畜衛生**、**環境の保全**、**労働の安全**、**アニマルウェルフェア**などを確保するため点検を行う活動です。

整理整頓や、生産履歴の記帳が基本です。



写真提供:(一財)日本GAP協会

JGAPの実施(例)

→ 農場内を点検し、課題や問題点を見つけ、改善。

< 食品安全・家畜衛生 >



農場・畜舎への
出入りを制限



農場内専用
の長靴・服
などを着用

< 環境保全 >



家畜排せつ物
を場内に野積
みしない



家畜排せつ物
を堆肥化し、農
地へ還元

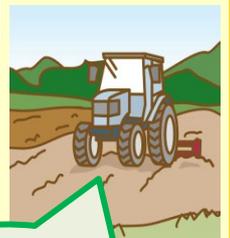
< 労働安全 >



労働災害を未
然に予防する
注意表示



落下防止柵
を設置



< 人権保護 >

- ・ 適切な労務契約・管理
- ・ 労働者との意見交換
- ・ 研修生等の受入条件の遵守

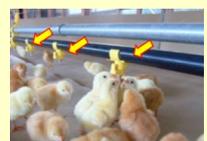
< 農場経営管理 >

- ・ 部門別責任者の配置
- ・ 教育訓練の実施、内部点検の実施

< アニマルウェルフェア >



夏場の暑熱
対策や冬期
の寒冷対策を
実施する



WOAH(※)の
勧告に準拠し
た飼養管理指
針に則した飼
育をする

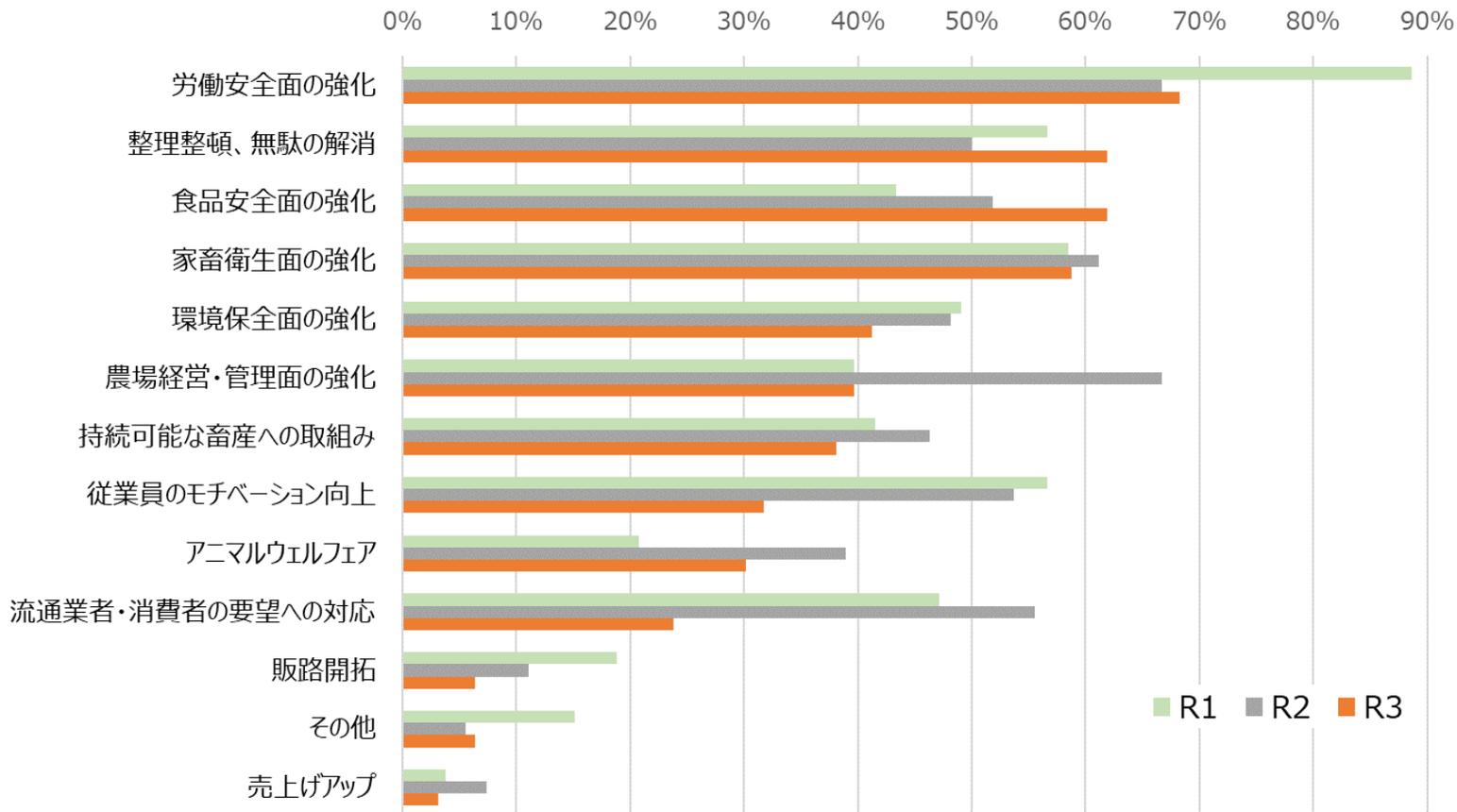
家畜や飼料生産による
事故を起こしてケガしないよ
うヘルメット・安全靴・手袋の
着用、作業手順の遵守等によ
る安全性の向上

※ WOH(World Organisation for Animal Health)とは国際獣疫事務局のこと。

GAP認証取得による効果（認証農家へのアンケート調査結果）

- 調査時期：令和4年2月～4月
- 調査対象者：JGAP認証取得経営体（205経営体）
- 調査方法：農林水産省が（一財）日本GAP協会を通じて、googleフォームにより調査（回答49農場（63経営体）、回答率31%）

GAPに取り組んだ効果（複数回答可）



「労働安全面の強化ができた」との回答が令和1～3年連続で最も多く、「食品安全面の強化ができた」との回答で増加傾向がみられました。

<持続可能性配慮型畜産推進交付金（農林水産省事業）>

- ・事業実施主体：都道府県
- ・事業内容：畜産GAPの取組について都道府県等指導員による生産者指導、研修等が受けられます。
畜産GAP認証取得に係る費用の一部助成が受けられます。
- ・補助率：定額

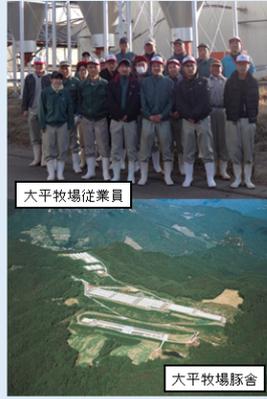
※詳しくは、都道府県畜産主務課へお問い合わせください。

株式会社 フリーデン

～持続可能な養豚経営で地域社会と共存・共栄へ～

<基本情報>

所在地: 神奈川県平塚市
 設立: 昭和35年5月
 資本金: 1億円
 従業員: 210名



大平牧場従業員

大平牧場豚舎

<経営概要>

飼養規模: 母豚総数 約11,600頭
 認証品目: JGAP家畜・畜産物(豚)
 認証農場: **肥育農場 全6農場**
 (群馬県2,岩手県2,秋田県1,福島県1)

<GAP等の取組状況>

「安全・安心・おいしさ」を企業理念に、持続可能な農業生産を確立するため、農場HACCPの取組で構築した体制を活かし、JGAP家畜・畜産物認証を取得。併せて持続可能な農業を実現するためにSDGsの取組を開始

平成29年8月 大平牧場でJGAP家畜・畜産物(豚)の認証取得
 (個別認証第1号)

平成30年1-2月 肥育農場5農場で、JGAP家畜・畜産物(豚)の認証取得

令和元年5月 本社が団体事務局となり、肥育農場6農場を対象にJGAP家畜・畜産物(豚)の団体認証取得
 (団体認証第1号)

令和4年2月 福島県の都路牧場を団体認証に追加

令和4年5月 群馬県の梨木農場と幼ナラ農場が合併

<経営改善>

- ① 従業員の責任感・自主性の向上が見られ、中間管理職の育成にも効果が見られた
- ② GAPの取組により労働安全面が強化され、**農作業事故数が減少(8件/17年度→2件/18年度)**
- ③ 家畜衛生面が強化されたことで、**医薬品代のコストが削減**
- ④ 毎月勉強会を開催し、各農場の意識を統一
- ⑤ 団体認証の取得により、各農場の負担を軽減



<GAPの普及に向けた取組>

- ・ 農林水産省主催の「GAPの価値を共有するフードチェーン連携パートナー会」における説明をはじめ、**依頼により大学等で講演を行うなど、GAPの普及を推進**
- ・ フリーデンのホームページや、直営レストランのホームページ等でGAPの取組について情報を発信
- ・ 売り場でのGAPの普及に向け、**加工品等の製品に「JGAP認証農場の畜産物使用マーク」を貼り付け**
- ・ 肥育農場以外の、認証未取得の農場についても、団体認証で確立したシステムを活用したGAP認証取得に向け、GAPの取組を実施中



事例紹介② 徳島県の畜産JGAPを要件とした肉用牛ブランド強化の取組 「とくしま三ツ星ビーフ」(徳島県)

取組項目

飼養管理	良質堆肥の生産	堆肥の広域流通	国産飼料生産・利用	有機畜産	その他(※) 畜産GAP
------	---------	---------	-----------	------	-----------------



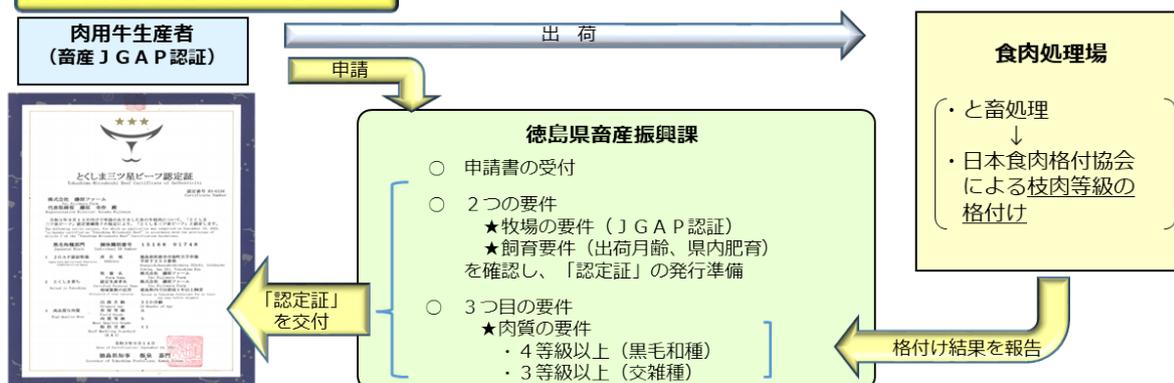
<取組主体について>

- ・ 所在地: 徳島県
- ・ HP等: <https://tokushima-mitsuboshi-beef.com/>

<取組について>

- 概要
 - ・ 県内生産者及び関係団体から輸出への興味・関心が示されるとともに、ブランド強化や品質向上や安心・安全な畜産物の生産が必要との機運が高まったことから、グローバル化の影響が最も大きい牛肉について、全国で初の畜産JGAPを必須要件とした「とくしま三ツ星ビーフ」牛肉認定制度を創設し、令和元年12月から本格的に運用開始。
- 成果
 - ・ これまでに3戸の肉用牛生産農家が畜産JGAPの認証を取得し、当該農家から約5,000頭が県からの「とくしま三ツ星ビーフ」の認定を得て、販売流通。現在の取扱店は35店舗。
 - ・ JGAP認証農場では食品安全、環境保全、アニマルウェルフェアに関する管理基準を作業者が把握・理解し、目的に即した適格的な作業を行うことにより生産効率が向上。
 - ・ 他の肉用牛生産農家からも畜産JGAP認証取得への意向が示されており、今後の認定頭数の増加等により更なる取組の進展が期待される。

「とくしま三ツ星ビーフ」認定の流れ



JGAP畜産の認証までの流れ（例）

JGAP畜産の基準書に基づく取組

（一財）日本GAP協会が公表している基準書（管理点と適合基準）について
[基準文書類 | 日本GAP協会](#)

- ① 基準書の内容を読んで理解する
- ② 農場の方針・責任者の決定、生産計画の作成
- ③ 食品安全・家畜衛生・労働安全に関するリスク評価と、評価に基づく対策
- ④ 農場のルール作りと周知・徹底（従業員教育の実施）
- ⑤ 生産活動の実施・記帳（初回審査では3か月分以上の記録が必要）
- ⑥ 自己点検の実施、点検結果を踏まえた改善・見直しの実施

一部
有料

指導費
コンサルタント費

適宜、JGAP指導員による指導やコンサルタントの指導を受ける

認証機関への審査申し込み・必要書類の提出

（公社）中央畜産会、エス・エム・シー（株）、鹿児島大学共同獣医学部のいずれかに
 審査申し込み認証機関が提出書類を確認した上で、現地審査の日程等を調整

認証機関の契約審査員による現地審査の実施

審査員が現地での取組を確認（必須100%、重要85%以上の適合が必要）
 不適合については、4週間以内に、是正の対応・報告

有料

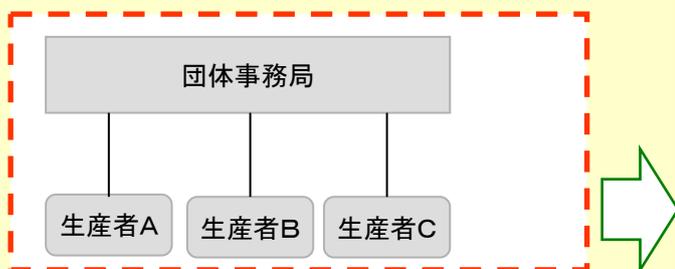
審査費
審査員旅費

JGAP畜産認証農場として公表

認証した農場を認証機関が公表する、有効期限は2年間
 ただし、1年半の間に維持審査、2年後に更新審査が必要

団体認証について（平成29年12月25日公表）

複数の生産者が集まってグループを構成し、認証取得を目指す取組です。



<団体認証の効果>

- 個別認証で求められる取組の一部が団体の取組として共通化され、個々の生産者の皆さんの負担は軽減されます。
 → 団体事務局と団体に所属する農場数の平方根（小数点切り上げ）を満たす数の農場をサンプリングして審査します。

<JGAP畜産の認証取得に係るお問い合わせ先>

機関名	お問い合わせ先等
（認証プログラムオーナー） 一般財団法人 日本GAP協会	参考URL 日本GAP協会 (jgap.jp) (TEL:03-5215-1112)
（認証機関） 公益社団法人 中央畜産会	参考URL JGAP畜産認証審査の申請様式について JLIA 公益社団法人 中央畜産会 (lin.gr.jp) (TEL:03-6206-0835)
（認証機関） エス・エム・シー株式会社	参考URL JGAP認証審査のお申込み エス・エム・シー株式会社 (S.M.C) (swine-smc.co.jp) (TEL:046-248-7720)
（認証機関） 鹿児島大学共同獣医学部	参考URL JGAP認証推進室 鹿児島大学 共同獣医学部 (kagoshima-u.ac.jp) (TEL:099-285-7057)

このパンフレットやGAPについてのお問い合わせ先

農林水産省畜産局 畜産振興課 （代表）TEL 03-6744-2276